

第三九回

参第五号

中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律（案）

中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「加入命令及び」を削る。

第九条を次のように改める。

（業種指定）

第九条 商工組合を設立することができる業種は、一定の業種に属する事業を営む中小企業者の競争が正常の程度をこえて行なわれているためその相当部分の経営が著しく不安定となるおそれがあると認められるものについて、政令で指定するものとする。

第十条に見出しとして「(地区)」を加える。

第十一條に見出しとして「(資格)」を加え、同条各号列記以外の部分中「第九条に掲げる事態を克服するため必要がある場合において」を削る。

第十二条に見出しとして「(設立の要件)」を加える。

第十三条中「総合調整を行うのでなければ第九条に掲げる事態を克服することが困難であると認められる商工組合が」を「総合調整を行なうことが必要であると認める商工組合が」に、「についてするのでなければ、設立することができない。」を「についてする場合に、設立することができる。」に改める。

第十七条第一項第二号、第四号及び第六号を次のように改める。

二 前号に掲げる物の販売価格若しくは加工費の制限又はその物の原材料の購買価格の制限。ただし、前号に掲げる制限とともにする場合に限る。

四 前号に掲げる物の販売価格又は購買価格の制限。ただし、前号に掲げる制限とともにする場合に限る。

六 役務の提供価格の制限。ただし、前号に掲げる制限とともにする場合に限る。

第十七条第一項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 技術の向上、品質の改善、原価の引下げ、能率の増進その他組合員の事業の合理化を遂行するため必要がある場合において、技術若しくは生産品種の制限、原材料若しくは製品の保管若しくは運送の施設の利用又は副産物、くず若しくは廃物の利用若しくは購入に係る制限

第十八条第一号中「第七号」を「第八号」に改める。

第十九条第一号を次のように改める。

一 削除

第二十八条第二項第一号を次のように改める。

一 削除

第三十二条第一号中「第七号」を「第八号」に改める。

第四十二条第二項各号列記以外の部分中「(商工組合連合会にあつては、第一号を除く。)」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 削除

第四十二条第三項を削り、同条第四項を第三項とする。

第六節の節名中「加入命令及び」を削る。

第五十五条を次のように改める。

第五十五条 削除

第五十六条各号列記以外の部分中「第七号」を「第八号」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 その地区内における資格事業の事業活動の相当部分が中小企業者によつて行なわれていること。

第五十七条各号列記以外の部分中「第七号」を「第八号」に改める。

第五十九条第一項、第二項及び第四項中「第五十五条第一項、」を削る。

第六十条中「第五十五条第一項又は」を削る。

第六十一条中「第五十五条第一項、」を削る。

第六十二条中「第五十五条第一項又は」を削る。

第六十三条を次のように改める。

第六十三条 削除

第六十六条を次のように改める。

(秘密保持義務)

第六十六条 第六十四条の規定により第五十六条若しくは第五十七条の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員若しくは職員であつてその事務に従事するもの又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盜用してはならない。

第六十八条を次のように改める。

(役員等の解任)

第六十八条 主務大臣は、第六十四条の規定により第五十六条又は第五十七条の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員又は監査員であつてその事務に従事するものがその事務を不当に処理し、又は役員若しくは監査員たるに適しない非行をしたと認めるときは、これを解任することができる。

第六十九条第一項中「第九条又は」を削る。

第七十条第一項中「第五十五条第一項、」及び「又は第五十五条第一項の規定による命令に係る商工組合の調整規程」を削る。

第七十条第二項中「第五十五条第一項の規定による命令に係る商工組合が調整規程の実施のためにした行為又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

第七十三条第二項を次のように改める。

2 主務大臣は、第五十六条、第五十七条又は第五十八条の規定による命令をしようとするときは、安定審議会に諮詢しなければならない。

第九十条第一項中「若しくは第七号」を「、第七号若しくは第八号」に改め、同条第二項中「第五十五条第一項、」を削る。

第九十四条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第九十六条第一項第四号中「第五十五条第一項若しくは」を削る。

第九十七条第一項第一号を次のように改める。

一 資格事業が第九条の規定による指定を受けていること。

第一百三条を次のように改める。

第一百三条 第六十四条の規定により第五十六条又は第五十七条の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員又は職員であつて、その事務に従事するものがその職務に関しわいいろを收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の懲役に処する。

第一百四条第一項及び第二項中「各号に掲げる」を「に規定する」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 別表に掲げる業種については、この法律による改正後の第九条の規定による指定があつたものとみなす。

3 前項に定めるもののほか、この法律施行の際現に設立されている商工組合の組合員の資格として定款で定められた事業の属する業種については、この法律による改正後の第九条の規定による指定があつたものとみなす。

4 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別 表

一 縄織物又はステープルファイバー織物の製造業及び販売業

二 毛織物製造業及び販売業

三 絹織物又は人絹織物の製造業及び販売業

四 メリヤス生地又はメリヤス製品の製造業及び販売業

五 セルロイド生地及び同製品の製造業及び販売業

六 漁網製造業及び販売業

七 組ひも、よりひも、幅五インチ未満の織物又は編レース製造業及び販売業

八 ねん糸業

九 麻綱製造業及び販売業

十 ガーゼ、脱脂綿、家庭衛生綿又はほう帯の製造業及び販売業

十一 マツチ製造業及び販売業

十二 ゴム製品（自動車タイヤ・チューブ、もみすりロール、医療衛生用品、はきもの

用品及びがん具を除く。) 製造業及び販売業

- 十三 食器類たる陶磁器及び電気用品たる陶磁器(特別高圧用のものを除く。)の製造業及び販売業
- 十四 漆器製造業及び販売業で政令で定めるもの
- 十五 ほうろう鉄器(化学工業用のものを除く。)製造業及び販売業
- 十六 清涼飲料水製造業及び販売業
- 十七 五ガロンかん製造業及び販売業
- 十八 亜麻織物、ちよ麻織物又は大麻織物の製造業及び販売業
- 十九 織推品の精練漂白、染色又は整理加工業
- 二十 布はく製衣料品の縫製業
- 二十一 メタルラス製造業及び販売業
- 二十二 縫針製造業及び販売業
- 二十三 瓦の製造業及び販売業で政令で定めるもの
- 二十四 印刷業で政令で定めるもの
- 二十五 ターポリン紙製造業及び販売業
- 二十六 機械すき和紙製造業及び販売業
- 二十七 計量器製造業及び販売業で政令で定めるもの
- 二十八 紡毛紡績業
- 二十九 ぬめかわ製造業及び販売業
- 三十 双眼鏡製造業及び販売業
- 三十一 ミシン及び同部品の製造業及び販売業
- 三十二 バンコツク帽体製造業及び販売業
- 三十三 黄板紙又はチップボールの製造業及び販売業
- 三十四 アンプル製造業及び販売業
- 三十五 自転車及び同部品の製造業及び販売業
- 三十六 こはぜ製造業及び販売業
- 三十七 シガレットライタ - 又はシガレットケースの製造業及び販売業
- 三十八 おもちゃ、装飾品、喫煙具、文房具又は化粧品容器たる陶磁器の製造業及び販売業
- 三十九 毛反毛業
- 四十 単板又は合板の製造業及び販売業
- 四十一 かん詰及びびん詰食品の製造業及び販売業
- 四十二 セル引紙糸製造業及び販売業
- 四十三 硫化ソーダ製造業及び販売業
- 四十四 顕色染料、ラピッド染料又は油溶性若しくはアルコール溶性の染料の製造業及び販売業

- 四十五 石けん製造業及び販売業
- 四十六 生糸製造業及び販売業
- 四十七 精麦業
- 四十八 別珍又はコール天のせん毛業
- 四十九 竹製すだれ製造業及び販売業
- 五十 金属製の食卓用ナイフ、フォーク又はスプーンの製造業及び販売業
- 五十一 和紡績業
- 五十二 紙織物製の帽子の製造業及び販売業
- 五十三 人造真珠（色玉を含む。）製の首飾、腕飾、耳飾、カラー、ハンドバツク又はブローチの製造業及び販売業
- 五十四 ゴム引布製造業及び販売業
- 五十五 親骨及び受骨が金属製のこうもりがさの製造業及び販売業
- 五十六 ガラス製の注射筒製造業及び販売業
- 五十七 クリスマスツリー用電球製造業及び販売業
- 五十八 真珠養殖業及び真珠販売業
- 五十九 軸受及び同部品の製造業及び販売業
- 六十 写真機及び同部品の製造業及び販売業
- 六十一 船舶用内燃機関製造業及び販売業
- 六十二 万年筆製造業及び販売業
- 六十三 花むしろ及び畳表の製造業及び販売業
- 六十四 野草むしろ製造業及び販売業
- 六十五 茶製造業及び販売業
- 六十六 冷凍水産物製造業及び販売業
- 六十七 強じん鑄鉄鑄物製造業及び販売業
- 六十八 ダイキヤスト製造業及び販売業
- 六十九 粉末冶金製品（タンゲステン製品及びモリブデン製品を除く。）製造業及び販売業
- 七十 ボルトナット及び小ネヂの製造業及び販売業
- 七十一 歯車製造業及び販売業
- 七十二 金属工作機械製造業及び販売業
- 七十三 電気熔接器製造業及び販売業
- 七十四 電動工具製造業及び販売業
- 七十五 切削工具及びダイスの製造業及び販売業
- 七十六 金型製造業及び販売業
- 七十七 金属製のハサミ尺及び目盛なし長さ計の製造業及び販売業
- 七十八 金属材料試験機、構造物試験機、動力試験機、耐震度試験機及び釣合試験機の

製造業及び販売業

- 七十九 置時計及び掛時計のムーブメントの部品の製造業及び販売業
- 八十 高温高压弁及び自動調整弁の製造業及び販売業
- 八十一 液圧プレス、機械プレス及びせん断機の製造業及び販売業
- 八十二 自動式のガス切断機製造業及び販売業
- 八十三 ポンプ、真空ポンプ及び送風機の製造業及び販売業で政令で定めるもの並びに
圧縮機製造業及び販売業
- 八十四 鉄道車両部品の製造業及び販売業で政令で定めるもの
- 八十五 抵抗器及び蓄電器の製造業及び販売業
- 八十六 自動車部品製造業及び販売業で政令で定めるもの

理 由

中小企業の現況にかんがみ、現行法の設立要件としての厳格な不況要件を緩和するため、一定の業種に属する事業を営む中小企業者の競争が正常の程度をこえて行なわれているためその相当部分の経営が著しく不安定となるおそれがあると認めるものについて、当該業種を指定し、その指定された業種について商工組合を設立することができることとし、また、調整事業に関する制限を緩和し、加入命令の制度を廃止する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。